

群馬県工賃向上計画

平成24年6月

群馬県

目 次

第 1 章 計画の趣旨 頁

- 1 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 対象事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 2 章 現状分析と課題把握

- 1 現状分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 対象事業所の設置状況
 - (2) 工賃実績額の推移
 - (3) 県の取組状況
 - (4) 対象事業所の取組状況
- 2 課題把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 「群馬県工賃倍増 5 カ年計画」の達成状況
 - (2) 工賃向上計画アンケート結果

第 3 章 目標工賃と達成計画

- 1 目標工賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
 - (1) 対象事業所の目標工賃
 - (2) 県の目標工賃
- 2 達成計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
 - (1) 県の取組
 - (2) 市町村の取組
 - (3) 対象事業所の取組
 - (4) 計画のフォローアップ

【参考資料】

- 1 平成 2 3 年度工賃実績及び目標工賃一覧
- 2 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成 2 4 年 4 月 1 1 日付け障発 0 4 1 1 第 4 号）
- 3 工賃向上計画支援事業の実施について（平成 2 4 年 4 月 1 1 日付け障発 0 4 1 1 号第 5 号）
- 4 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」の一部改正について（平成 2 4 年 3 月 3 0 日付け障発 0 3 3 0 第 6 号）

第 1 章 計画の趣旨

1 背景

平成 18 年度に施行された障害者自立支援法においては、障害者がある能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うこととしています。

障害者が地域において真に自立した生活を送るには、経済的に自立していることが重要な要素であり、そのためには、障害者が一般企業や福祉施設等で就労することにより、所得水準の向上を図る必要があります。

また、所得水準の向上は、障害者の就労意欲を高めるとともに、社会参加の促進や自己実現を図ることにも繋がります。

そうした中で、一般企業等への就労が困難で、雇用契約に基づく就労ができない障害者に対して、就労に必要な知識や能力を身につけるための訓練を実施する「就労継続支援 B 型事業所」においては、利用者に支払われる工賃の水準が必ずしも十分でない状況にあります。

そこで、本県においては、平成 20 年 3 月に「群馬県工賃倍増 5 力年計画」（平成 19 年度～平成 23 年度）（以下「倍増計画」という。）を策定し、就労継続支援 B 型事業所（旧授産施設等^{（※1）}を含む。）において利用者に支払われる工賃水準の向上に取り組んできたところです。

この度、計画期間が満了することから、倍増計画の達成状況の確認を行い、効果や課題等を整理するとともに、各事業所が策定することとされている工賃向上計画（以下「事業所向上計画」という。）を踏まえ、工賃水準の更なる向上を図るため、新たに「群馬県工賃向上計画」（平成 24 年度～平成 26 年度）（以下「県向上計画」という。）を策定することとします。

2 計画期間

計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。

また、毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて随時、計画の内容を見直します。

3 対象事業所

この計画の対象とする事業所等（以下「対象事業所」という。）は、就労継続支援B型事業所（以下「B型事業所」という。）とします。

ただし、就労継続支援A型事業所（※2）、生活介護事業所（※3）（生産活動を行っている場合。）、地域活動支援センター（※4）のうち事業所向上計画を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所と認められるときは、対象に含める場合もあります。

※1 授産施設

心身に障害があり一般企業に就職することが難しい人が、自立した生活を目指して働く施設。社会福祉法に基づく「法定授産施設」と、法定外の「小規模授産施設」があります。

なお、授産施設は、障害者自立支援法に基づき平成24年4月までに新体系の事業所（就労継続支援B型事業所等）に移行することとなっています。

また、授産施設で作られる製品を「授産製品」といいます。

※2 就労継続支援A型事業所：

通常企業に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を雇用契約を締結して提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与する事業所。

※3 生活介護事業所：

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所。

※4 地域活動支援センター：

市町村において、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

第2章

現状分析と課題把握

1 現状分析

(1) 対象事業所の設置状況

倍增計画において対象としていた事業所数の推移については、次のとおりとなっています。

平成24年4月1日現在では、県内には70箇所の対象事業所があります。

身体、知的、精神の各授産施設は、障害者自立支援法の規定により、平成24年4月1日までに、すべての事業所が新体系のB型事業所等に移行しました。平成22、23、24年度にB型事業所が大きく増えているのはこのためです。

今後は、基本的に新設の事業所のみ増加することになりますので、B型事業所数の大幅な増加はない見込みです。

年度 種別		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)	事業 所数	定員 (人)
就労継続支援B型		10	166	16	281	17	309	30	580	58	1,255	70	1,537
身体	入所授産	5	246	4	193	3	160	3	160	1	40	—	—
	通所授産	3	80	3	80	3	80	3	80	1	20	—	—
	小規模通所授産	2	38	2	38	2	38	2	38	1	19	—	—
知的	入所授産	1	77	1	77	1	77	1	77	—	—	—	—
	通所授産	28	939	25	852	24	832	19	688	3	78	—	—
	小規模通所授産	1	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神	通所授産	5	140	4	110	4	110	2	50	1	20	—	—
	小規模通所授産	3	44	3	44	3	44	2	29	—	—	—	—
合 計		58	1,749	58	1,675	57	1,650	62	1,702	65	1,432	70	1,537

(参考)

就労継続支援A型	—	—	1	14	1	14	1	14	4	104	4	104
知的福祉工場	2	70	2	70	2	70	2	70	—	—	—	—

(2) 工賃実績額の推移

平成19年度から平成23年度までの平均工賃月額推移は、次のとおりとなっています。

平成23年度は、対象事業所65カ所で利用者1人当たりの工賃月額は14,945円（※就労継続支援A型事業所及び福祉工場を含むと17,736円）となっています。

○平均工賃月額の推移

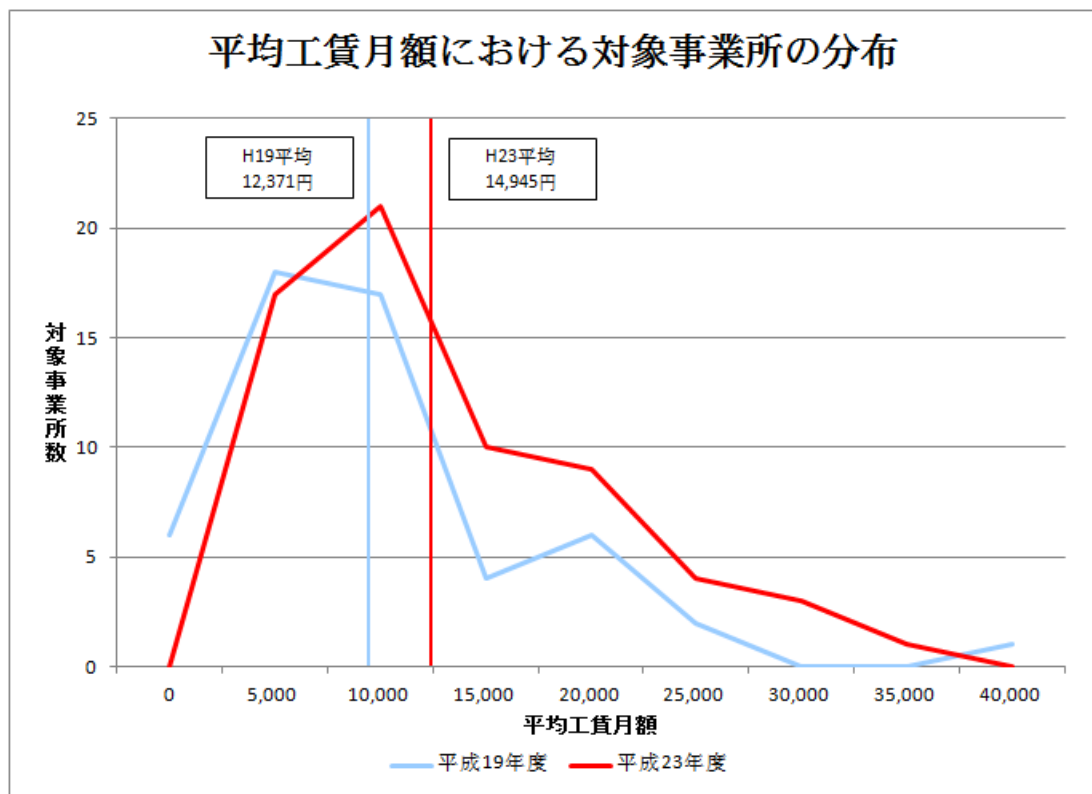
(単位:円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
県平均工賃月額	12,371 (58)	12,521 (58)	12,219 (57)	12,743 (62)	14,945 (65)
就労継続支援A型及び 福祉工場を含む	14,104 (60)	14,316 (61)	14,103 (60)	14,719 (65)	17,736 (69)
(参考)					
全国平均工賃月額 (就労継続A型及び 福祉工場を除く)	12,600	12,587	12,695	13,079	—

※ () 内は事業所数

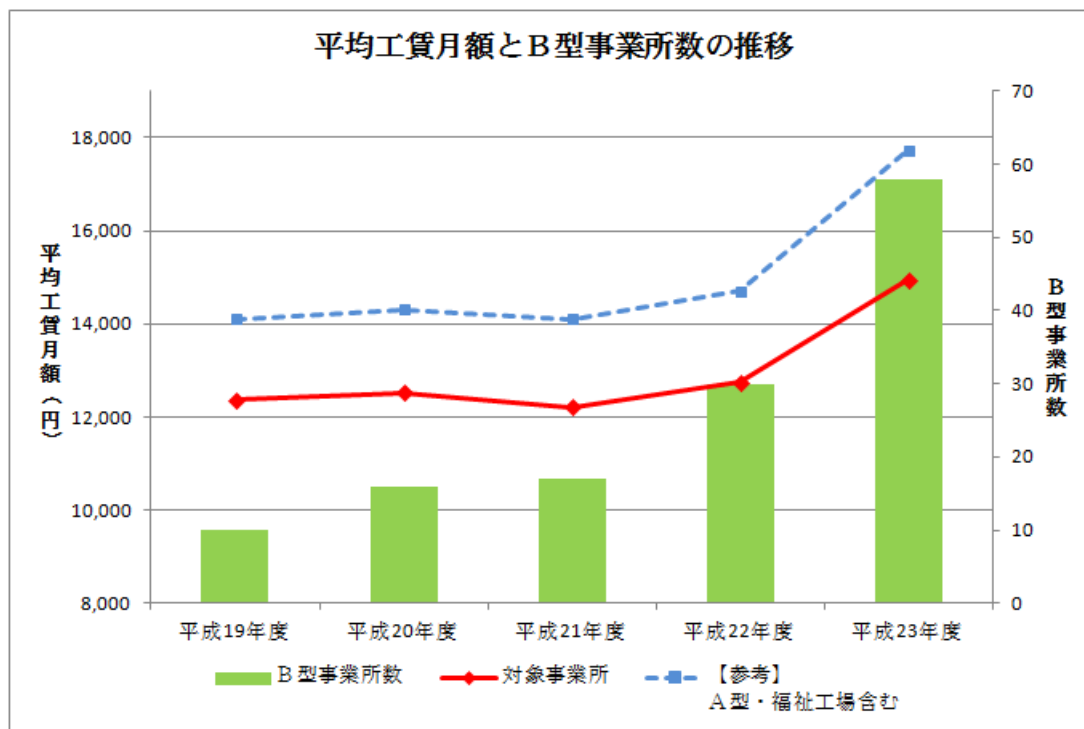
下表は、平成19年度と平成23年度の平均工賃月額の金額毎の対象事業所の分布を表わしています。平均工賃月額は、この5年間で全体的に向上していることがわかります。とりわけ、平成19年度に6箇所あった平均工賃額5,000円未満の事業所は、平成23年度には0箇所となっています。

ただし、平成23年度においても、事業所数が最も多い金額帯は、10,000円以上15,000円未満であり、多くの事業所が県平均額を下回っている状況となっています。



下表は、平成19年度から平成23年度までの平均工賃月額とB型事業所数の推移を表しています。平成19年度から平成22年度までの工賃はほぼ横ばいですが、平成23年度に大きく向上しています。

これは、授産施設等の旧体系の事業所の多くが、新体系のB型事業所に移行し、利用者の能力に応じた適切な事業所への転換を図ったことにより、生産性の向上が図られたためと考えられます。



(3) 県の取組状況

本県においては、平成19年度に「群馬県工賃倍増5カ年計画」を策定し、B型事業所等の工賃向上を進めてきました。具体的な取組は以下のとおりです。

① 専門家派遣事業（経営コンサルタント派遣）の実施

意識改革、経営改善等を図るため、経営専門家（中小企業診断士）をアドバイザーとして対象事業所に派遣しました。また、約1年経過後にフォローアップを実施しました。

(単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コンサルタント派遣	5事業所	7事業所	4事業所	4事業所	—
フォローアップ実施	—	—	19年度分 5事業所 20年度分 6事業所	20年度分 4事業所 21年度分 3事業所	22年度分 4事業所
事業費	2,572,000	3,549,000	2,842,000	2,542,000	400,000

②ネットワーク（合同推進会議）の設置

工賃水準の向上の取組を支援する合同推進会議を開催しました。

会議の構成員には、経営専門家のほか、国、県関係各課、各障害種別ごとの団体や商工団体等の関係者を委嘱し、工賃水準の向上を図るための検討・情報交換等を行いました。

③広報・宣伝活動

授産製品の紹介を行うため、平成20年度に作成したホームページ（HP）及び冊子を活用して販売促進を図りました。

また、県庁舎等公共施設において授産製品等の展示を実施し、授産製品等のPRを図りました。

④研修の実施

対象事業所の主体的な取り組みを推進するため、意識改革やスキルアップを図るための研修会を開催しました。

平成22、23年度においては、群馬県社会就労センター協議会へ委託し、より専門的な研修を行いました。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研修会開催回数	1回	0回	1回	1回 (委託)	1回 (委託)

⑤官公需の発注促進

県関係機関に対し、県単独事業の「障害者施設等活用推進枠事業」(*)を活用し、授産製品等の購入や役務の委託等を実施しました。

また、対象事業所の作業内容・製品等の受注情報を紹介するなど、発注促進に向けた情報提供を積極的行いました。

○障害者施設等活用推進枠事業の実績 (単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
授産製品購入等件数	38件	159件	65件	56件	37件
〃 金額	4,744,046	4,804,500	4,261,147	4,128,376	4,172,401
障害者施設役務提供件数	3件	3件	7件	9件	6件
〃 金額	229,755	195,500	738,853	871,624	827,599
---件数合計---	41件	162件	72件	65件	43件
金額合計	4,973,801	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000

※ 障害者施設等活用推進枠事業：

県が率先して障害者施設等の製品の買入れや役務の提供を活用することにより障害者施設等の活性化を促進し、障害者福祉の増進を図る県単独事業。

⑥販売促進

ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した「障害者施設等授産製品販売促進事業」(*)により作業内容や製品等のPR等販売促進を図りました。

○障害者施設等授産製品販売促進事業の実績 (単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業委託件数	2件	5件	5件
事業費	2,940,178	20,087,728	21,782,882

また、県庁舎等公共施設において、授産製品等の共同販売会を開催し、売上向上及び販売促進を図りました。

※ 障害者施設等授産製品販売促進事業:

国の「ふるさと雇用再生特別基金事業を利用して、県内各地域に「障害者施設授産製品等販売促進員」を配置し、障害者施設の授産製品や作業請負について、企業をはじめ県民各層へPRするなどの販売促進を行う事業。

⑦対象事業所の平均工賃の公表

利用者、家族向けの事業所情報として、各対象事業所の平均工賃実績等を県HPで公表しました。

(4) 対象事業所の取組状況

各対象事業所においては、必要に応じて「工賃引上げ計画」(*)を策定し、次のような取組により工賃向上を図りました。

①商品開発

- ・専門業者の助言を受け、新たな自主製品を開発
- ・食品販売事業者において、新メニューやセットメニューを導入

②取扱品目・業務拡大

- ・これまで扱ってこなかった品目（製菓・製パン、弁当、農産加工品等）や業態（農業等）の拡大

③販路拡大

- ・県の販売促進事業を利用し、販路を拡大
- ・直売所の開設や外部販売を実施
- ・共同販売会やイベントに積極的に参加
- ・企業訪問を実施

④効率化・コスト削減

- ・工程分析による作業能率向上
- ・作業環境の整備
- ・治具や機械の導入

※ 工賃引上げ計画

倍增計画の計画期間において、各事業所が任意に作成していた工賃向上のための取組や目標工賃を掲げた計画。国の「『工賃倍增5カ年計画』を推進するための基本的な指針」（平成19年7月6日付け障発第0706004号）においても、策定することが望ましいとされていました。

2 課題把握

（1）「群馬県工賃倍增5カ年計画」の達成状況

「1 現状分析」のとおり、倍增計画において掲げた取組については、そのほとんどを実施することができました。

倍增計画で掲げた取組	実施状況
①専門家派遣事業（経営コンサルタント派遣）	実施
②ネットワーク（合同推進会議）の設置	実施
③広報・宣伝活動（県HP、冊子、公共施設展示）	実施
④対象事業所に対する研修	実施
⑤官公需の発注促進（障害者施設等活用推進枠事業）	実施
⑥販売促進（障害者施設等授産製品販売促進事業、共同販売会開催）	実施
⑦対象事業所の工賃公表	実施

しかし、倍增計画で掲げた平成23年度における目標工賃月額20,000円については、達成することはできませんでした。

倍增計画で掲げた目標	達成状況
平成23年度の県目標工賃月額 20,000円	未達成

未達成の原因について、外的要因としては、リーマンショックや東日本大震災等による経済環境の悪化等が挙げられ、内的要因としては、生産能力・技術が不安定であることや、生産数に限界があることなどが挙げられます。

なお、倍增計画を策定するにあたり、国より「『工賃倍增5カ年計画』を推進するための基本的な指針」（平成19年7月6日付け障発第0706004号）（以下「H19基本的指針」という。）が示され、都道府県の掲げる目標工賃は、原則として平成18年度の工賃実績の平均額の倍以上の水準を目指すことが求められていました。（平成18年度の工賃実績：11,126円）

これは、倍增計画の策定の根拠ともなっている「成長力底上げ戦略（基本構想）」（平成19年2月15日）において、平均工賃の倍增を目指すことを掲げていることに起因します。

こうした政策上の判断により、高い目標設定をしていたことも要因のひとつと考えられます。

(2) 工賃向上計画アンケート結果

県では、これまでの倍増計画における取組を検証するとともに、各対象事業所が抱える課題や要望等を抽出し、向上計画策定の参考とするため、次のとおり「工賃向上計画アンケート」を実施しました。

アンケート概要

- 1 目 的：倍増計画の取組検証、各対象事業所の課題・要望抽出
- 2 対 象：就労継続支援B型事業所及び旧法各授産施設計64事業所
- 3 実施期間：平成24年3月22日(木)～4月20日(金)
- 4 回答方法：電子メール又はFAX
- 5 回答状況：全64事業所より回答（回答率100%）

各設問及び回答状況は次のとおりです。

①専門家派遣事業（経営コンサルタント派遣）の実施について

ア 専門家派遣事業を利用しての効果・感想

選 択 肢	回答数
1) 効果があったと思われる	5
2) 効果を感じられなかった	7
3) どちらともいえない	13

〈主な意見〉

- ・数値で経営状況を把握する大切さを学べた。
- ・違った視点から意見をもらい参考になった。
- ・福祉分野を知らない、一般企業向けのコンサルタントであった。
- ・派遣期間が短すぎる。

イ 今後受けたい専門家派遣の分野（複数回答可）

選 択 肢	回答数
1) 経営専門	14
2) 農業技術	25
3) 食品加工	20
4) 清掃技術	9
5) その他	21

〈その他の主なもの〉

- ・店舗運営
- ・販路開拓方法
- ・各分野の技術的な専門家

ウ 提案・意見等

〈主な意見〉

- ・自主選定のコンサルタント派遣に対する補助金制度の創設
- ・福祉分野に精通したコンサルタントの派遣
- ・各分野の専門家の派遣
- ・HP作成又はインターネット販売のインストラクター

②研修会について

ア 研修会に参加しての効果・感想

選 択 肢	回答数
1) 効果があったと思われる	30
2) 効果を感じられなかった	2
3) どちらともいえない	18

〈主な意見〉

- ・販売促進やディスプレイ研修は大変参考になった。
- ・会計事務研修はよかった。継続的な開催を望む。
- ・一般的な話でなく、各施設に合った内容を研修してほしい。

イ 今後受けたい研修会の内容（複数回答可）

	選 択 肢	回答数
管理者 向け研修	1) 人材育成・開発	34
	2) ビジネススキル	17
	3) マーケティング	21
	4) 成功事例紹介	29
	5) 組織運営・マネジメント分析	16
	6) 経営力育成・強化	4
	7) 会計事務	13
	8) 工賃向上計画作成	13

〈その他の主なもの〉

- ・福祉分野だけでなく、民間企業の経営戦略等
- ・具体的な成功事例
- ・販路開拓方法

職員 向け研修	1) 接客商談・営業手法・交渉術	24
	2) ビジネスプラン作成	11
	3) 施設見学・企業見学	29
	4) 技術講習	25
	5) 課題分析・意見交換等	20
	6) 好事例・先進事例紹介	26
	7) 販売促進	25
	8) 工賃向上計画作成	19

〈その他の主なもの〉

- ・基本的な社会人マナー
- ・営業、販売戦略
- ・具体的な成功事例や企業訪問

ウ 提案・意見等

〈主な意見〉

- ・工賃アップには、各法人・事業所のトップの意識を変える必要がある。
- ・ワークショップのような受講者が能動的に関われる研修。
- ・すべての事業所を対象にするのではなく、各事業所の特性に合わせた研修。

③ P R 冊子・県 H P 掲載による情報発信について

ア 冊子・H P 掲載の効果・感想

選 択 肢	回答数
1) 効果があったと思われる	2 1
2) 効果を感じられなかった	1 7
3) どちらともいえない	2 2

〈主な意見〉

- ・冊子やHPを見たという来客や問い合わせがなかった。
- ・HPは多くの人利用するので効果的。
- ・PRの仕方は工夫の余地がある。まだ福祉色が強いのではないか。
- ・公共施設で製品等を常設販売してほしい。

イ 今後希望する情報発信の方法（複数回答可）

選 択 肢	回答数
1) 事業所毎に紹介した冊子・H P	1 7
2) 製品・作業毎に紹介した冊子・H P	1 1
3) 地区毎の冊子	1 4
4) 展示・販売会	1 9
5) 共同受発注の構築	1 9
6) 常設販売所	2 6
7) 営業専門職員の配置	1 8
8) インターネット販売構築支援	2 4

〈その他の主なもの〉

- ・各地区毎のイベント開催
- ・公共施設への常設販売所の設置

ウ 提案・意見等

〈主な意見〉

- ・看板の設置、HP開設補助
- ・県冊子の更新
- ・地区毎の常設販売所の設置
- ・ラジオ・テレビCM、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用
- ・販売促進員を配置する販売促進事業の継続
- ・大規模な販売イベントの回数の増加

④ 倍增計画の計画期間に力を入れた取組について

〈主な意見〉

- ・新規商品の開発
- ・新規請負作業の受注
- ・商品・請負作業の取捨選択（利益率の高いものに移行）

- ・販路拡大
- ・作業工程の効率化等による生産量の増加

⑤工賃向上に必要なもの又はその要因について（複数回答可）

選 択 肢	回答数
1) 売上増加	4 9
2) 生産数量の拡大	3 2
3) 生産コスト等の減少	2 6
4) 生産能力・技術・品質の向上・安定	4 2
5) 作業効率化	3 2
6) 新規事業導入・新製品開発	2 9
7) 企業的経営導入	1 5
8) 他事業所との共同化推進	1 2

〈その他の主なもの〉

- ・魅力ある商品開発
- ・利用者の安定的な通所
- ・営業時間の拡大
- ・官公庁の協力

⑥工賃向上の課題又は向上しない要因について（複数回答可）

選 択 肢	回答数
1) 売上減少	2 3
2) 製品、請負価格の値下げ	1 1
3) コストの増加	1 8
4) 生産能力・技術・品質が安定しない	2 6
5) 作業効率が悪い	1 6
6) 生産数の限界	2 8
7) 企業的経営不足	1 1
8) 売上向上につながる製品・作業がない	2 3

〈その他の主なもの〉

- ・収益につながる仕事が少ない。
- ・利用者の出勤率の低下
- ・販売する店舗がない。
- ・仕事の受注が不安定である。

⑦県に希望する支援等について

〈主な意見〉

- ・販売促進員を配置する販売促進事業の継続
- ・インターネット販売に関する情報提供
- ・成功・失敗事例の紹介
- ・自主製品開発支援
- ・販路拡大支援
- ・公共施設に常設販売所を設置
- ・公共団体の授産製品購入・委託発注の増加
- ・共同受注の推進
- ・専門家の派遣

⑧その他意見等

〈主な意見〉

- ・ 授産施設には製造・販売の専門家の配置が必要。
- ・ 公共団体からの優先発注を希望。
- ・ 一施設の努力で、これ以上高い工賃を目指すのは難しい。
- ・ 利用者の増加と工賃向上は両立困難。
- ・ 工賃向上＝満足度ではない。平均工賃以外にも尺度を持つべき。

上記工賃向上計画アンケート結果から、次のような課題が洗い出されました。

- ① 専門家派遣事業は、あまり効果を挙げておらず、福祉分野に精通した専門家や、各分野の専門業者などを派遣するなどの改善が必要と思われます。
- ② 研修会は、比較的効果があったものと思われます。各対象事業所から希望が多かった研修は、人材育成や先進事例・成功事例等の紹介などであり、今後研修メニューに加えることも検討すべきと考えられます。
- ③ P R 冊子や県HP掲載等の情報発信による効果は限定的で、効果のあった事業所とそうでない事業所に二分されています。限定的であるにせよ、効果が認められるため、今後も実施方法を精査し、実施する必要があります。
なお、常設販売所の設置についてはこの設問に限らず、多くの事業所において、設置を希望していることが伺えます。
- ④ については、「1 現状分析」の「(4) 対象事業所の取組状況」で記載したため、ここでは省略します。
- ⑤ 工賃向上に必要なもの又はその要因については、売上増加や生産能力の向上が上位にきており、商品開発や販路拡大等が重要ではないかと考えられます。
- ⑥ 工賃向上の課題又は向上しない要因については、品質の不安定性や生産数の限界が上位にきており、勤務日数の不規則性や長時間勤務が困難などの障害者特有の課題が影響していると考えられます。

第3章 目標工賃と達成計画

1 目標工賃

(1) 対象事業所の目標工賃

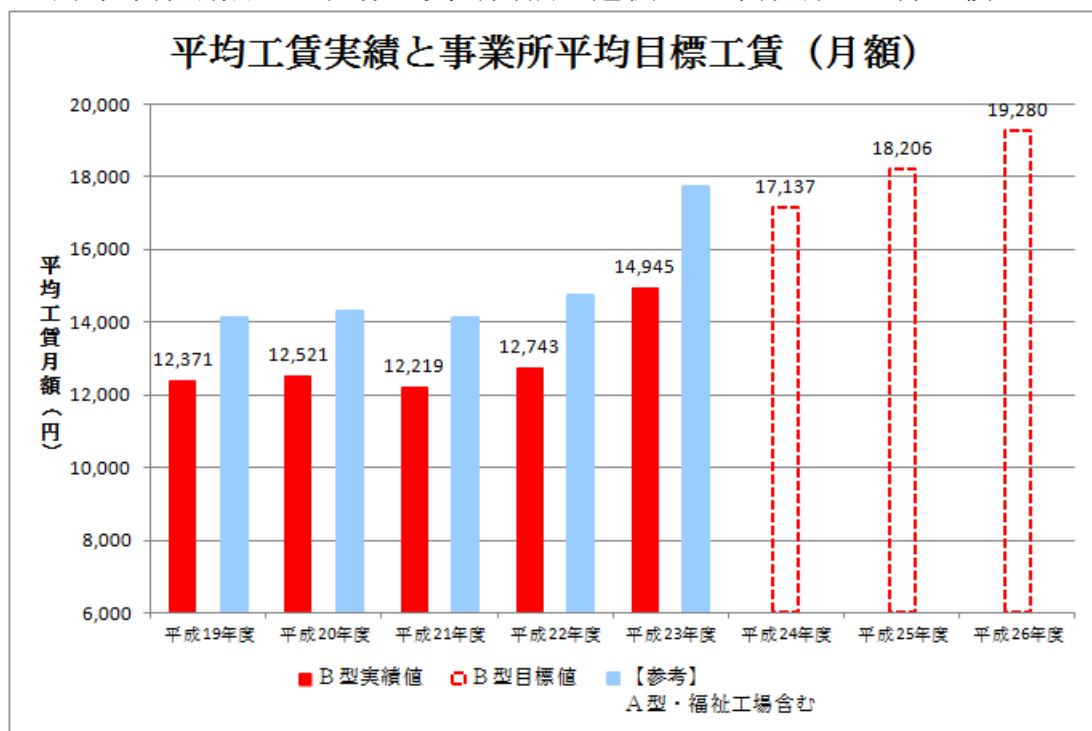
国の示した「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」（平成24年4月11日付け障発0411第4号）（以下「H24基本的指針」という。）では、対象事業所は5月末までに工賃向上計画を策定し、平成26年度までの目標工賃を定めることとされています。

また、今回の計画より、目標工賃額は、月額のほか、時間額を選択できるようになりました。これは、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することができると考えられるためです。

対象事業所の目標工賃は次のとおりです。（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所平均目標工賃月額 (対象事業所数)	17,137 (66)	18,206 (66)	19,280 (66)
対23年度比	114.7%	121.8%	129.0%

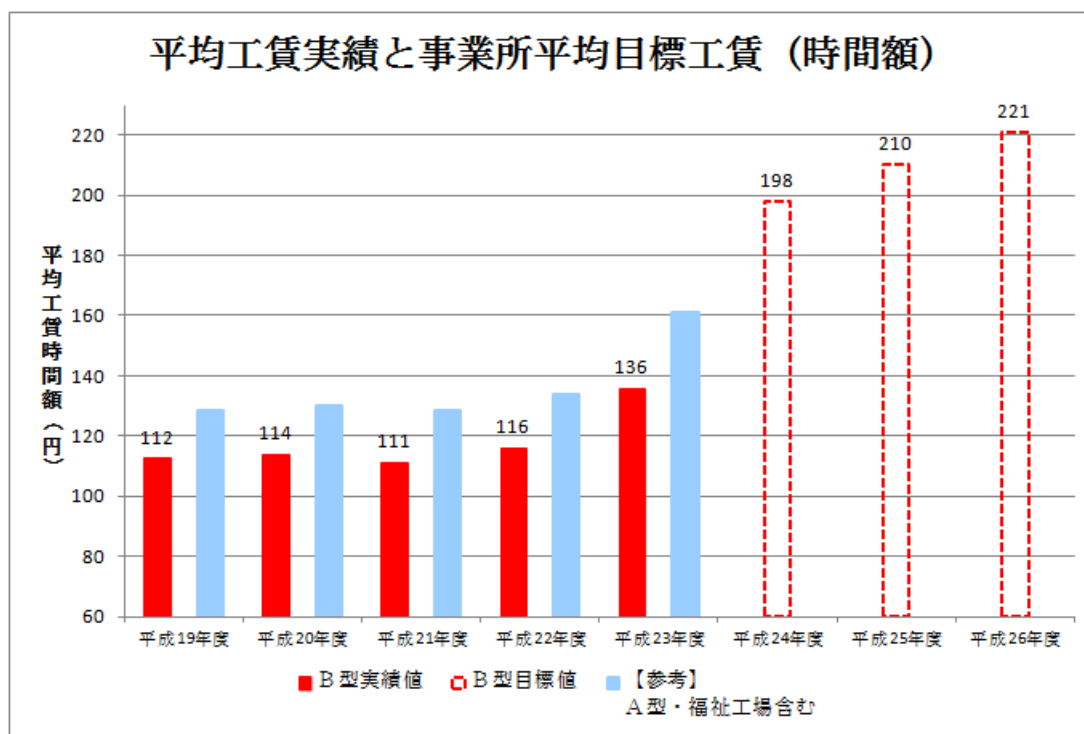
※対象事業所数は、目標工賃時間額を選択した事業所と一部重複あり。



(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所平均目標工賃時間額 (対象事業所数)	198 (30)	210 (30)	221 (30)
対23年度比	145.7%	154.6%	162.7%

※対象事業所数は、目標工賃月額を選択した事業所と一部重複あり。



※平成18年度から平成23年度の平均工賃時間額は、平均工賃月額を想定される月の勤務時間（5時間×22日）で除して算出

（2）県の目標工賃

①県の目標工賃設定の考え方

県の目標工賃は、計画期間内における各年度の平均工賃の目標値を定めるものです。

これまでは、目標工賃は月額のみ設定していましたが、今回、対象事業所において、時間額の目標を設定した事業所もあったことから、県においても時間額の目標を設定することとします。

また、倍增計画を策定する際には、H19基本的指針が示され、都道府県の掲げる目標工賃は、原則として平成18年度の工賃実績の平均額の倍以上の水準を目指すことが求められていましたが、H24基本的指針においては、事業所向上計画に掲げられた目標工賃を踏まえて設定することとされていることから、倍增に捉われることなく目標を設定することとします。

この目標値は、本計画における取組全体の目標（成果指標）となるものです。

②県の目標工賃額の検討

ア 対象事業所の目標工賃からのアプローチ

各対象事業所において策定した「工賃向上計画」において設定された目標工賃を集計し、事業所平均目標工賃を算出したところ、結果は、平成24年度月額17,137円、時間額198円、平成25年度月額18,206円、時間額210円、平成26年度月額19,280円、時間額221円となりました。

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所平均目標工賃月額	17,137	18,206	19,280
対23年度比	114.7%	121.8%	129.0%
事業所平均目標工賃時間額	198	210	221
対23年度比	145.7%	154.6%	162.7%

イ 平均工賃実績の推移からのアプローチ

倍增計画の計画期間における工賃実績は、平成18年度の月額11,126円から平成23年度の月額14,945円に、5年間で3,819円、約34.3%、1年あたり6.86%増加しました。

向上計画の計画期間も同様の伸び率であるものと仮定すると、 $6.86\% \times 3 \text{年間} = 20.58\%$ の増加で、平成26年度には、月額18,021円、時間額164円となります。

ウ 最低賃金からのアプローチ

最低賃金法で定める群馬県の最低賃金は、1時間あたり690円となっています。(平成23年10月7日発効)これを月額換算すると、 $690 \text{円} \times 5 \text{時間} / \text{日} \times 22 \text{日} / \text{月} = 75,900 \text{円}$ となります。平成23年度の工賃実績月額14,945円はこの約5分の1にあたります。

最低賃金は、「賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」(最低賃金法第1条)ものであり、労働者の最低限の生活を保障するものです。

これは、雇用契約を締結しないB型事業所における福祉的

就労には適用になりませんが、福祉的就労においても可能な限り最低賃金に近づける努力をすべきと考えられます。

こうしたことを踏まえ、最低賃金の3分の1を目指した場合、月額25,300円、時間額230円となります。

エ 生活保護費からのアプローチ

生活保護法に基づく生活保護制度は、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」（生活保護法第1条）ものであり、生活困窮者に対して生活保護費を支給する制度です。

生活保護費の支給月額をもとに、障害基礎年金等の所得と合わせて、地域で自立して生活するための最低限必要な所得を試算しました。

《試算例》

○モデル 20歳 一人暮らし 障害基礎年金2級受給者

i) 所得額

障害基礎年金2級 支給月額65,741円

ii) 支出費

・生活費 県内各市町村別生活保護「最低生活費」

平均値 月額93,955円

・障害福祉サービス利用料

0円（※市町村民税非課税世帯の場合）

iii) 必要工賃額

ii) 支出費93,955円－i) 所得額65,741円

= 28,214円

上記試算例において必要となる工賃は、月額28,214円、時間額256円となりました。

オ バリアフリーぐんま障害者プラン5（群馬県障害者計画・第3期群馬県障害福祉計画）との整合

平成24年3月に策定した「バリアフリーぐんま障害者プラン5」（平成24年度～平成26年度）においては、前計画「バリアフリーぐんま障害者プラン4」において定めた目標値を継続し、目標工賃を月額20,000円に設定しています。

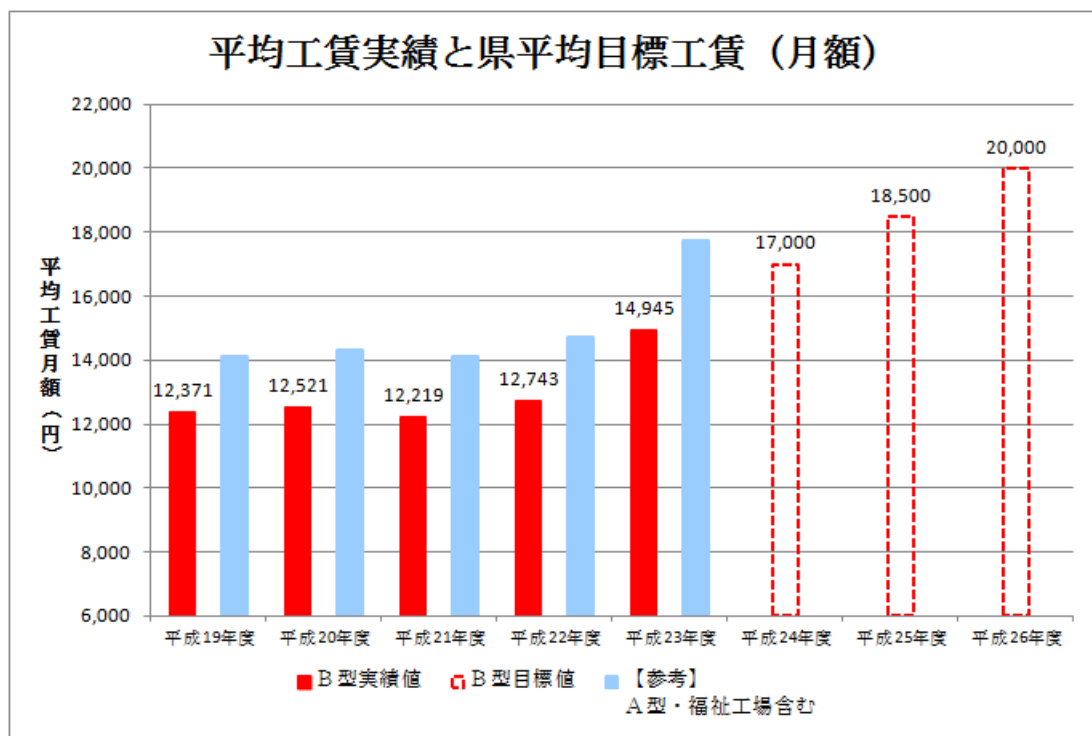
③県の目標工賃設定

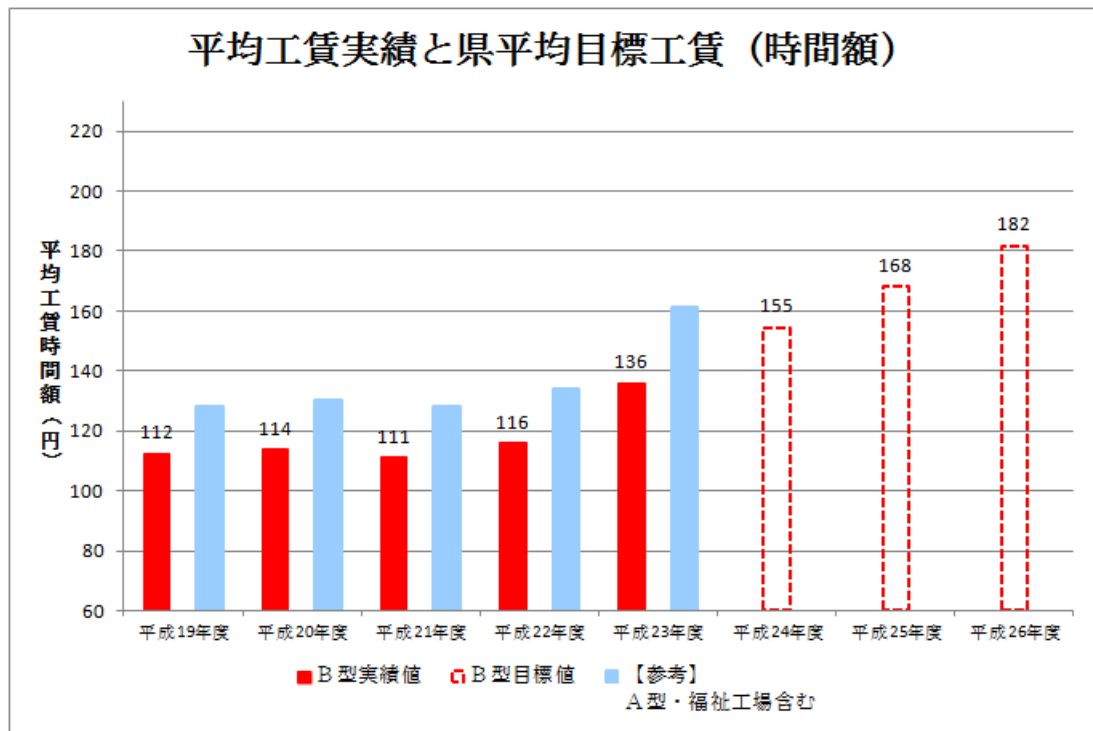
上記「②県の目標工賃の検討」のア～エの試算のおおよその中間値をとるとともに、オの「バリアフリーぐんま障害者プラン5」との整合性も考慮し、計画期間における県目標工賃を次のとおり設定します。

なお、目標工賃時間額は、目標工賃月額を想定される月の勤務時間（5時間×22日）で除して算出しています。

（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県目標工賃月額 (対23年度比)	17,000 (113.8%)	18,500 (123.8%)	20,000 (133.8%)
県目標工賃時間額 (対23年度比)	155 (113.8%)	168 (123.8%)	182 (133.8%)





2 達成計画

上記「1 目標工賃」で設定した県目標工賃を達成するため、県、市町村及び対象事業所において次の取組を実施します。

(1) 県の取組

①合同推進会議の開催

工賃水準の向上に関する検討・情報交換等を行うため、関係機関等（経営専門家、国、県関係各課、各障害種別ごとの団体及び商工団体等）による合同推進会議を開催します。

②官公需の発注促進

「障害者施設等活用推進枠事業」により、対象事業所等からの授産製品の購入や役務の委託を実施します。

また、平成25年4月より施行される「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、更なる官公需の拡大について検討します。

③販売促進

県庁舎等公共施設において、授産製品等の共同販売会を開催し、売上向上及び販売促進を図ります。

また、対象事業所からの要望の多かった公共施設等における常設販売所の設置についても検討します。

④販路拡大

工賃向上に必要なものとして対象事業所の回答が多かった販路拡大について、民間企業等との連携により、授産製品等の販売先の拡大を検討します。

⑤共同受注の推進

各対象事業所が共同で受注を行うことにより、これまで受注できなかった大口の取引や、継続的な取引についても受注できるようになることから、複数の事業所による共同受注について、群馬県社会就労センター協議会等と連携しながら検討します。

⑥研修の実施

対象事業所の工賃向上に向けた取組を支援するため、管理者や職員等の意識改革やスキルアップを目的とした研修を開催します。

その際には、対象事業所からの要望が多かった「人材育成・開発」や「先進事例・成功事例紹介」等のメニューについても検討します。

⑦広報・宣伝活動

県HP・冊子への掲載や県庁舎等公共施設等における展示等により、授産製品の紹介等を行い、販売促進を図ります。

(2) 市町村の取組

県向上計画策定にあたり、県内市町村あて、今後3年間における障害者の工賃向上に向けた取組について照会を行いました。

県内市町村の掲げた主な取組は次のとおりです。

①企業向け

- ・ 関連団体の会報紙等を活用し、福祉施設の取組や受注役務等を案内
- ・ 発注促進を依頼するチラシ等の配布
- ・ 広報紙及びHPに発注促進記事を掲載
- ・ 商工団体等へ発注・販売等の協力依頼を実施

②官公需向け

- ・ 官公需について各種計画に目標を設定
- ・ 庁内各課へ発注促進の協力を依頼
- ・ 除草業務等の役務委託を実施
- ・ 業務関連の授産製品の購入
- ・ 業者選定時に障害者施設を優遇する措置を実施

③その他

- ・ 共同販売・受注を行っている施設への運営補助
- ・ 公共施設内への販売所の設置

(3) 対象事業所の取組

各対象事業所が策定した工賃向上計画において、工賃向上を達成するために掲げられた主な取組は次のとおりです。

①商品開発

- ・ 外部講師から講習を受け、店づくり、商品づくりを行う。
- ・ 新たな商品を開発する。(飲食店メニュー、製パン、製菓、竹製品、炭製品)
- ・ 栽培技術を取得し、核となる栽培種目を確立する。

②取扱品目・業務拡大

- ・ 取扱品目を増加させる。(惣菜、製菓、野菜品種)
- ・ 新規分野に参入し、業務を拡大する。(製パン、惣菜の生産・販売、除草・庭園管理)
- ・ 施設外就労の回数を増やす。

③販路拡大・生産量増大

- ・ 店頭看板を設置する。
- ・ 販売箇所を増やす。
- ・ 新たに作業棟を建設し、生産拡大を図る。
- ・ 機械の導入を検討し、生産量の増加を図る。
- ・ インターネット販売を開始する。
- ・ ポスターやHPで売り込みを行う。
- ・ 販売会やイベントに積極的に参加する。
- ・ JAS(日本農林規格)を取得する。
- ・ 官公需の受注を増やす。
- ・ 販売促進員を配置する。
- ・ 利用者人員を増やす。

④効率化・コスト削減

- ・ 消費者のニーズを把握するためのアンケートを実施する。
- ・ 野菜栽培に関する勉強会を実施する。
- ・ 利用者のスキルアップを図る。
- ・ 販売製品の原価を抑える工夫を行う。

⑤共同受注の拡大

- ・ 群馬県社会就労センターの共同製造の推進に協力する。

(4) 計画のフォローアップ

計画において掲げた取組や工賃実績等の点検・評価を毎年度実施し、進捗状況を管理します。

進捗度や社会情勢の変化等を踏まえ、目標を達成するための必要な措置を講じるとともに、必要に応じて随時、計画の内容を見直します。

【参考資料】

群馬県工賃向上計画

平成24年6月 発行
群馬県健康福祉部障害政策課

〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1
電 話 027-226-2636
FAX 027-224-4776